

## 家庭にやさしい企業支援のための助成金のご案内

◎ えひめ子育て応援企業認証取得企業は、助成金が通常の5割増となります。

助成金の詳細は、県庁労政雇用課又は各地方局商工観光室へお問い合わせください。

交付要綱等は、以下のホームページでご覧になれます。

URL <http://www.pref.ehime.jp/shigoto/koyo/fukushi/index.html>

男性の育児休業取得促進に努める事業者に対し、助成金を交付します。

交付対象事業者の主な要件	交付額
① 就業規則又は労働協約により育児休業制度を設けていること。 ② 次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出を行っていること。 ③ 男性従業員の育児休業制度利用が1週間以上※あったこと。 ※ 5日間の利用でも交付対象となる場合があります。	2週間未満 10万円 2週間以上4週間未満 15万円 4週間以上 20万円 <b>※えひめ子育て応援企業は5割増</b> (1事業主1回限り)

育児・介護休業法に定められた水準を上回る両立支援制度を導入し、その利用促進に努める事業主に対し、助成金を交付します。

交付対象となる主な要件	交付額
① 就業規則又は労働協約により以下の制度を設けていること。 イ 3歳以上の子を養育する従業員(以下「対象従業員」という。)が利用できる育児休業制度又は育児短時間勤務制度等※ ロ 家族を介護する従業員が通算6か月以上利用できる、介護休業制度又は介護短時間勤務制度等※ ハ 出産・育児に伴い離職した女性の再雇用制度 ② ①イロハの各制度について以下の実績があったこと。 イ関係 対象従業員の利用が2週間以上あったこと ロ関係 休業制度については、従業員の利用が通算 94 日以上認められた上で、2週間以上の利用があったこと。短時間勤務制度等については、従業員の利用が通算6か月以上認められた上で、2週間以上の利用があったこと ハ関係 当該制度により正社員として再雇用したこと	10万円 <b>※えひめ子育て応援企業は5割増</b> (1事業主、制度導入毎に1回限り)

※ 短時間勤務制度等には、「フレックスタイム制」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「所定外労働の免除」、「在宅勤務制度」を含みます。

名称	所在地	電話・FAX
県庁 労政雇用課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2	TEL 089-912-2502
東予地方局 商工観光室	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	TEL 0897-56-1300(代表)
中予地方局 商工観光室	〒790-8502 松山市北持田町 132	TEL 089-909-8760
南予地方局 商工観光室	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	TEL 0895-22-5211(代表)